

裁 決 書

審査請求人

平成25年6月17日付けで行われた審査請求について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定により、次のとおり裁決する。

主 文

が、平成25年4月17日付けで審査請求人に対し行った生活保護廃止処分は、これを取り消す。

事 実

（以下「処分庁」という。）は、平成25年4月17日、審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第62条第3項の規定により生活保護廃止処分（以下「原処分」という。）を行った。

請求人は、原処分を不服として、平成25年6月17日、北海道知事に審査請求を行った。

請 求 の 要 旨

請求人は、原処分の取消しを求めて、次のとおり主張しているものと解される。

処分理由に文書指示に従わなかったとあるが、当該文書指示に従って平成23年12月2日に来所している。また、弁明の機会を知らせる文書に、訪問調査を受け入れること、収入申告書を提出すること等の指導に従わなかったしているが、訪問調査は事前に連絡をすること、収入申告書については用紙を交付するようお願いしているにもかかわらず、処分庁は応じてくれない。

裁 決 の 理 由

1. 認定事実

- (1) [Redacted]
- (2) [Redacted]
- (3) [Redacted]
- (4) [Redacted]
- (5) [Redacted]

- (6) [REDACTED]
- (7) [REDACTED]
- (8) [REDACTED]
- (9) [REDACTED]
- (10) [REDACTED]
- (11) [REDACTED]
- (12) [REDACTED]
- (13) [REDACTED]
- (14) [REDACTED]
- (15) [REDACTED]
- (16) [REDACTED]
- (17) [REDACTED]
- (18) [REDACTED]

[Redacted]

(19) [Redacted]

(20) [Redacted]

(21) [Redacted]

(22) [Redacted]

(23) [Redacted]

(24) [Redacted]

(25) [Redacted]

(26) [Redacted]

(27) [Redacted]

(28) [Redacted]

(29) [Redacted]

[REDACTED]

(30) [REDACTED]

(31) [REDACTED]

(32) [REDACTED]

(33) [REDACTED]

(34) [REDACTED]

(35) [REDACTED]

(36) [REDACTED]

(37) [REDACTED]

(38) [REDACTED]

(39) [REDACTED]

[Redacted text block]

(40)

[Redacted text block]

(41)

[Redacted text block]

(42)

[Redacted text block]

ア

イ

ウ

(43)

[Redacted text block]

ア

イ

ウ

[Redacted text block]

2 判断

(1) 法の規定等について

ア 保護の実施機関は、保護の決定又は実施のため必要があるときは、要保護者の資産状況、健康状態その他の事項を調査するために、要保護者について、当該職員に、その住居の場所に立ち入り、これらの事項を調査させることができるとされており（法第28条第1項）、要保護者が第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる（同条第4項）。

イ 保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないが、法第28条第4項又は法第62条第3項の規定により保護の停止又は廃止をするときも同様とされている（法第26条）。

ウ 要保護者が、保護の決定のために必要な調査に協力しないような場合には、その調査が必要な理由、及び必要な協力の具体的な内容について懇切丁寧に説明し、それでもなお協力が得られないのであれば、決定に必要な事実が明らかとならないから、実施機関は事実上決定ができないので、そのような場合は、調査が完了し、困窮の事実が明らかとなるまでは保護の決定を行うべきではなく、要保護者があくまで調査を拒み、妨げるときは、法第28条第4項に基づき申請却下の措置をとることとされている。

また、現に受給中の者について同様の事実がある場合には、法第27条に基づく文書による指導又は指示を行い、なおかつ協力が得られないのであれば停廃止の処分を行うべきであるとされている（「生活保護手帳（別冊問答集）」（厚生省社会・援護局監修）問13の37）。

エ 保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる（法第27条第1項）。

そして、被保護者は、保護の実施機関から指導又は指示を受けたときは、これに従わなければならないものとされており（法第62条第1項）、保護の実施機関は、被保護者がこの義務に違反し書面による指導又は指示に従わない場合は、保護の変更、停止又は廃止をすることができる（同条第3項、生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第19条）、保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、あらかじめ、当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知して弁明の機会を与えなければならないとされている（法第62条第4項）。なお、この弁明の機会は、被保護者が書面による法第27条第1項の規定による指導指示に従わなかった事実があつて初めて付与することができる（と解されている）。

オ 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）第11の2の（4）及び「生活保護行政を適正に運営するための手引

について」（平成18年3月30日社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「手引」という。）のⅡの1の（2）によると、法第27条による指導指示は、口頭により直接当該被保護者に対して行うことを原則とし、一定期間口頭による指導指示を行ったにもかかわらず、目的を達せられなかったとき、または目的を達せられないと認められるときに文書による指導指示を行うこととされている。そして、当該被保護者が文書による指導指示に従わなかった場合、法第62条第3項により保護の変更、停止又は廃止を検討することとなる。

なお、手引のⅡの1の（2）のイによると、文書による指導指示は、指導指示を行う理由、内容、対象者等を分かりやすく具体的に記載することとされている。

カ 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知）第11の問1の答において、被保護者が書面による法第27条の規定による指導指示に従わない場合における保護の変更、停止又は廃止のいずれを適用するかについての基準が定められており、保護を廃止する基準については、次のように示されている。

（ア）最近1年以内において当該指導指示違反のほかに、文書による指導指示に対する違反、立入調査拒否若しくは検診命令違反があったとき。

（イ）法第78条により費用徴収の対象となるべき事実について以後改めるよう指導指示したにもかかわらず、これに従わなかったとき。

（ウ）保護の停止を行なうことによっては当該指導指示に従わせることが著しく困難であると認められるとき。

（2） 本件指示文書1、2及び3について

ア 法第27条に基づく指導又は指示は、被保護者の自由を尊重し、必要の最小限に止めなければならないとされ（法第27条第2項）、被保護者の意に反して、強制しうるものと解釈してはならないと規定しており（法第27条第3項）、請求人に対し日時を指定して来所を指示することは、一般的には、自由の尊重と必要最小限か否かを考慮するときに疑問が生じるところであるが、本件指示文書1、2及び3に係る指導指示（以下「本件指導指示」という。）については、前記1の(3)以降のとおり請求人が長期間にわたり処分庁の家庭訪問による居住の場所への立ち入りを拒否していることが明らかである。

イ また、郵便物の受領について、郵便受けをテープで塞ぎ、段ボール箱への投函を要求することは、請求人の自由であるが、原処分に至るまでの処分庁との連絡実態から見て、請求人には処分庁からの連絡に応じる姿勢が見られないばかりか、連絡手段をいたずらに阻害する意図が散見されるところから、本件指導指示は特殊な状況における特殊な指示であるとするのが妥当と認められるものである。

ウ なお、立入調査については、前記(1)のアのとおり保護の実施機関は、請求人の住居の場所に立ち入り、調査できる権限が法で認められており、これを拒み、妨げ、若しくは

忌避したときは停廃止することができるものであり、本件指導指示は、前記(1)のウの後段の現に受給中の場合として法第27条に基づいて行ったものと見なすことが可能なものであることから、何ら違法又は不当ではない。

(3) 原処分について

ア 処分庁は、原処分の通知書において、弁明に係る指導指示及び本件指示文書3に従わなかったことを保護廃止の理由としているが（前記「認定事実」の(43)）、保護廃止処分に係る手続としては、前記(1)のウ及びエで述べたとおり、処分庁は被保護者に対し、法第27条に基づく文書による指導又は指示を行い、被保護者が当該指導又は指示に従わない場合に、弁明の機会を付与し、その上で、保護廃止処分を行わなければならない。

イ そこで処分庁が行った原処分に係る手続についてみると、

(7) 弁明に係る指導指示に従わなかったことについては [redacted] と題する文書に記載されており（前記「認定事実」の(39)及び(40)）、当該文書の前に、法第27条に基づく文書による指導又は指示が必要であるが、処分庁がそのような文書を請求人に交付した事実は認められない。確かに、 [redacted] では、指示内容として、家庭訪問を受け入れること等の記載はあるものの、当該文書は、弁明の機会を付与することを請求人に伝達することを主旨とするものであって、法第27条に基づく文書による指導又は指示とは認められない（前記「認定事実」の(35)）。

(8) 本件指示文書3は、 [redacted] （前記「認定事実」の(33)及び(34)）。

(9) 上記以外に処分庁が請求人に書面でした指示としては、本件指示文書1及び同2があるが、これらはいずれも保護停止処分の前提としてのものであり、文書の内容も、来所を指示するのみである（前記「認定事実」の(15)及び(18)）。

ウ よって、原処分に係る手続には瑕疵があったと言わざるを得ず、瑕疵ある手続に基づいて行われた原処分は、違法又は不当であり、取消を免れない。

よって、主文のとおり裁決する。

平成29年12月8日

北海道知事 高橋 はるみ

